



幹本申
3号

「2021年3月ダイヤ改正等」に関する申し入れ団体交渉を行う！①

【議論の特徴点は以下の通りです】

第1項 盛岡新幹線運輸区運転士行路は、以下の通りとすること。

① 泊行路の拘束時間を24時間以内とすること。また、日勤行路の拘束時間を10時間以内とすること。

「安全・健康・ゆとい」を担保した行路作成を行うべきである

- ・ 昨年からの変化点は、はやぶさの減便がある。拘束時間が24時間以上の行路は増えているが、全体としての拘束時間は短くなっている。平準化は難しいがいたずらに延ばさないようにする。
- ・ 列車ダイヤの制約もあるが、効率的な運用などを総合的に勘案して、食事時間など勘案したうえで対応したい。

② B528行路の3011Bから26Bの間合い時間を拡大すること。

- ・ 一般線区については、稠密線区で設定されている行先地時間の可能な範囲で考え行路作成している。
- ・ 食事をとる時間は乗務員の判断となるが、行先地については可能な範囲で配慮して作成していきたい。

第2項 仙台新幹線運輸区運転士行路は、以下の通りとすること。

① 在来線の輸送障害のリスクを回避するため、仙台～仙総所間の在来線便乗を解消すること。

- ・ 新幹線便乗まで時間が空くことや拘束時間が延びてしまうこともあり総合的に勘案して在便としている。
- ・ リスク管理としては、当直が要注意行路として見ていくことと、行路の合間にはできる限り在便をつくらないように考えている。
- ・ 在便はなるべく少なくしたいが、拘束時間にも影響する。職場と意見交換をしながら検討したい。

リスク管理を第一に輸送混乱時の手配の負担も考慮し在便を解消するよう検討すべきだ！

② 泊行路の拘束時間を24時間以内とすること。また、日勤行路の拘束時間を10時間以内とすること。

拘束時間の短縮と睡眠時間、食事時間の拡大に向けた検討が必要だ！

- ・ 今改正で拘束時間が延びている。引き続き働きやすい行路づくりに向け、可能な範囲で検討したい。

在宅休養時間の確保のためにも長時間拘束の解消は必要である。
また、安全・健康の確保を前提に「仕事の魅力、働きやすさ」の向上が必要だ！

③ B324行路の153Bから284Bまでの一継続乗務3時間49分を解消すること。

- ・ 意見は受け止める。行先地時間を福島で取れるように配慮もしている。
- ・ 翌日が早いので、拘束時間をなるべく短くなるように勘案した。

長時間の一継続乗務時間が望ましくないことは認識一致

④ 出勤時間が早い行路が偏らないよう、各組の行路の出勤時間を平準化すること。

- ・ 交番順序についても、在宅休養時間、労働時間、作業内容を平準化することを考えて作成している。
- ・ 組移動することで、年間を通して考えれば負担は平準化されるものと考えている。

乗務員が安全・健康で働きやすい環境を整えるべきだ！